

(公表様式)

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所成田支所第2PTB旅客担当
部署の業務内容	成田国際空港第2PTBにおける旅客の携行植物類の輸入検査、輸出植物の検査、郵便事業(株)成田国際空港支店内における国際郵便物の検査

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	ポスターやリーフレットによる日常的な広報活動のほか、年3回の植物検疫広報強化旬間を設け広報活動を実施している。日頃から担当内の打合せなどの際に検査業務や電話等の対応時には、丁寧・誠実・親切に対応するよう周知している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	不特定多数が対象となるので数値として表すことはできないが、電話による輸出入問い合わせの回答の際等には「ご親切に」等のお礼の言葉が返されることも多いので、適切であるとの評価を受けていると理解している。
	苦情、 要請等 への対 応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	苦情、要請、内部告発を受けた場合は、できるだけ統括植物検疫官や次席植物検疫官が対応することとしており、担当内、支所内で検討し、必要に応じて本所と協議するなど、適切に対応している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	年3回の植物検疫広報強化旬間では海外旅行者への広報チラシの配布、植物検疫への協力の呼びかけを行っている。また、空港内73か所に設置されたモニターでの広報映像の放映、出発ロビーや出国審査終了後の通路等への広報用ポスターの掲示及びリーフレットの配備、植物検疫カウンターに設置したモニターで帰国者を対象とした広報用映像の放映などの取組を行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	不特定多数が対象のため、検査カウンターでの検査業務、年3回の植物検疫広報強化旬間、電話等による問い合わせの対応時に聴取した意見、ホームページに寄せられた意見等について担当内、支所内で業務に反映することが適切か等の検討を行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	帰国した海外旅行者から、出国前の植物検疫の広報が参考になったとの意見が寄せられることもあるので、適切と評価されていると理解している。
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	

		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	植物検疫は新たな病虫害の侵入及びまん延の防止を目的に実施しているものであることから、法令に基づき適正に業務を遂行することで、国民全体の視点で業務が公平に実施されていると考えている。
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	一般旅行者が対象となるので、「所管の業界」はない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	
	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	植物検疫業務の中では害虫が発見された場合の植物のくん蒸（消毒）業務が関連する事項とされるが、当担当においては現在当該業務の実績がない。
	食の安全業務についての点検	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	植物検疫の業務は、農作物の病気や害虫のまん延防止により食料の安定供給を図ることとなり、そのことが国民の健康を守ることになると考えている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	くん蒸の実績はないが、くん蒸を実施する際には、農薬取締法に従った使用を厳守している。 検査の結果不合格になった植物に対するくん蒸については、農薬取締法に基づき登録された農薬を定められた使用方法を遵守して、使用することとしており、適正に適用されれば問題はない。

	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	食の安全に直接影響を及ぼす可能性のある業務としてはくん蒸（消毒）業務のほかには思いつかないが、検査業務では食用植物も対象となることから、検査器具類のアルコール消毒や手洗いの徹底などの衛生管理にも注意している。
--	----------	---	---	--

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	携帯品検査業務の際に旅客から広報が不十分との指摘を受けることがある。		出発ロビーや出国審査終了後の通路等への広報用ポスターの掲示及びリーフレットの配備などの日常的な広報に加え、年3回、植物検疫広報強化旬間を設け広報活動を強化した。
	旅行者からリーフレットの記載内容が誤解を招きやすいとの指摘があった。		改善案を作成し、次回の印刷時に検討してもらうよう担当部署へ依頼した。